

どうなる公務員定年引き上げ？

2021年6月11日 枚方教組執行委員会

1. 定年引き上げの公務員法改正案成立

- ① 6月4日国会で国家公務員の定年年齢を引き上げる国家公務員法改正案が成立
- ② 2023年度に60才になる者から定年が2年ごとに引き上げ、2031年に65才定年に移行。

	現行	令和5年度～6年度	令和7年度～8年度	令和9年度～10年度	令和11年度～12年度	令和13年度～【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(※) 定年の引上げに併せて、現行の60歳定年退職者の再任用制度は廃止
(定年の段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として現行と同様の制度を存置)

- ③ 今年度退職者(男性)から65才まで完全無年金に。
 - 2000年の厚生年金法改悪で65才まで完全無年金状態に。
 - 雇用と年金の接続のためには定年引き上げは必要。
 - 60才の前に、継続の意思確認。退職でも当面の間は不利にならない退職金支給とする。
 - 61才からの再任用短時間勤務制度も設ける

- ④ 地方公務員も国家公務員似合わせて引き上げ、諸制度を整備
- ④ しかし、自治労連、公務共闘が求めてきた内容からは問題が残されている

2. 定年引き上げ案の問題点

- ① 60才から給与が7割に
(現行再任用では現役の6割以下、
扶養手当もなし、ボーナス支給月数も抑制)
⇒ 地方公務員法「職員の給与は、職責と責任に
応ずるもの」を無視
- ② 「60才前後の給与を『連続的なものに』」
⇒ 60前の給与を7割に漸次近づける、
60前の現役給与の引き下げ！
- ③ 給与は引き下げても「定数内」としてのカウント
2年ごとの定年引き上げで「定年退職のない年度」が生まれ、
新規採用が抑制される
- ④ 全教・自治労連・公務労組連絡会は「定数外での定年延長」「職務・職責に見合う給与」
「定年まで働き続けられる条件整備」を従来強く主張

※ 引き続きこれらの主張を実現し、60前の引き下げを許さない取り組みが求められます。

年金支給開始時期 男女で特別支給の開始時期が異なります

生年月日(昭和)		受給できる年齢					
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳から
男	28年4月2日～ 30年4月1日	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)				老齢厚生年金	
女	33年4月2日～ 35年4月1日					老齢基礎年金	
男	30年4月2日～ 32年4月1日	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)				老齢厚生年金	
女	35年4月2日～ 37年4月1日					老齢基礎年金	
男	32年4月2日～ 34年4月1日	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)				老齢厚生年金	
女	37年4月2日～ 39年4月1日					老齢基礎年金	
男	34年4月2日～ 36年4月1日	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)				老齢厚生年金	
女	39年4月2日～ 41年4月1日					老齢基礎年金	
男	36年4月2日以降					老齢厚生年金	
女	41年4月2日以降					老齢基礎年金	

「特別支給」(例10数万円程度)が経過措置として、支給されています。
男性1961年、女性1966年の4月2日生まれ以降は、特別支給がなくなり、65才まで完全無年金となります。